

◇職員の仕事の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 儀典監の仕事の級を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年12月20日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)